

随意契約理由

令和5年(2023年)3月24日

| | |
|--------------------|---|
| 契約担当課名 | 保健予防課 |
| 発注担当課名 | 保健予防課 |
| 契約名称 | 豊中市新型コロナウイルス感染症関係事務業務委託 |
| 契約内容 | 新型コロナウイルス感染症にかかるシステム入力、証明発行、電話対応業務 |
| 契約締結日 及び契約期間 | 契約締結日 令和5年3月24日 契約期間 令和5年4月1日～令和5年5月7日 |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 大阪市中央区備後町3-4-1 山口玄ビル6階 株式会社 日本旅行 大阪法人営業統括部 |
| 契約金額 | 4,705,008円(うち地方消費税の額427,728円) |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p> <p>本件契約は、令和4年12月16日付で株式会社日本旅行大阪法人営業統括部と締結した「豊中市新型コロナウイルス感染症関係事務業務委託契約」の業務について、新型コロナウイルス感染症が未だ収束していないことに伴い継続して業務を実施する必要があることによる委託契約である。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定める新型コロナウイルス感染症上の分類が令和5年5月8日を以て5類に変更となる予定であることから、本件契約は、令和5年5月7日までの約1ヶ月間の短期間の委託契約となるため、現行事業者以外の事業者が請け負った場合、事業者への研修に係る職員負担の増加や契約期間内において必要な業務スキルを身に付け、円滑に業務を遂行することが困難となることが予想される。</p> <p>さらに、現行スタッフをそのまま継続雇用することで採用募集にかかる費用も不要となる。</p> <p>以上より、本件契約は同社と随意契約をおこなうものある。</p> |